

水戸市産業振興ビジョン策定基本方針

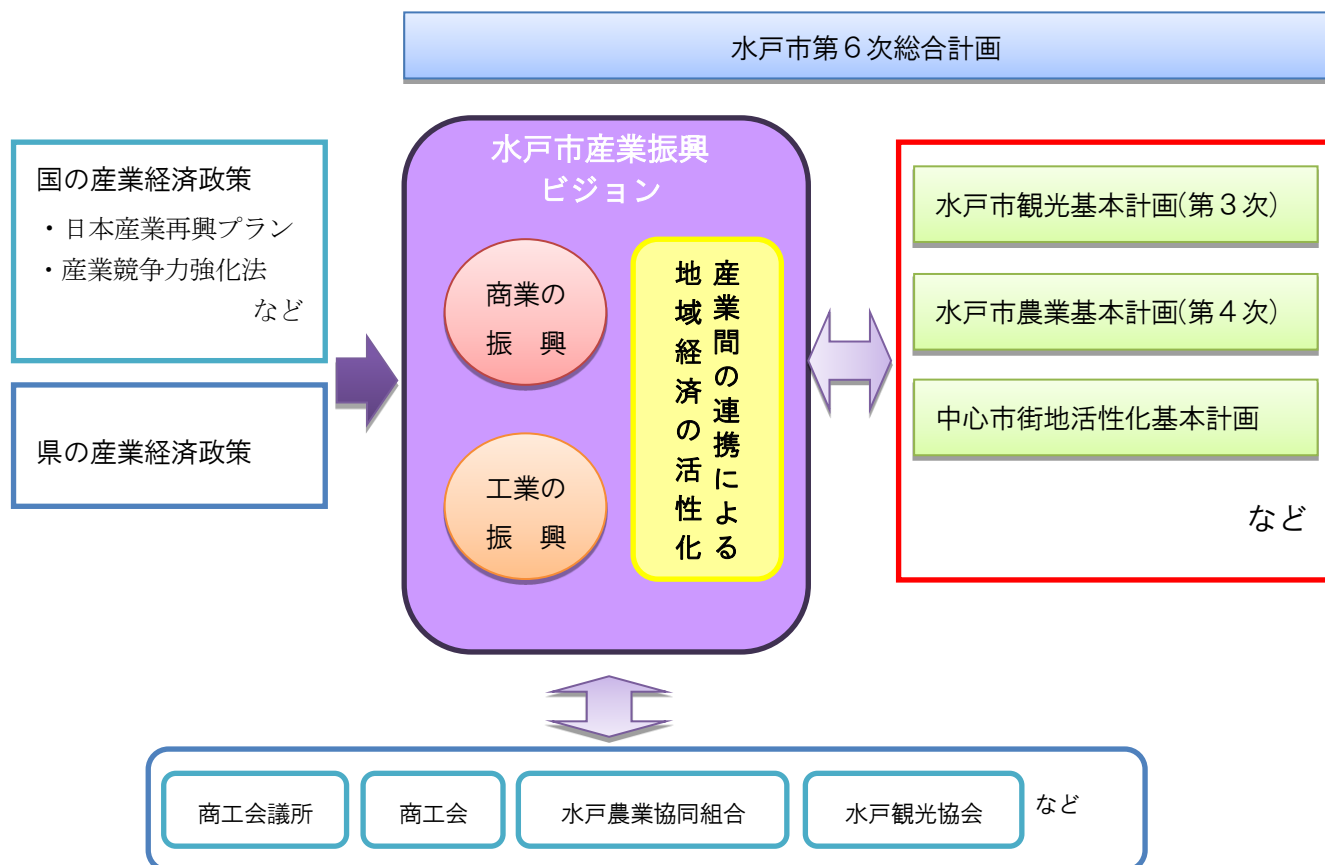
1 計画策定の趣旨

我が国の経済は、新たな成長戦略の取組等によって、緩やかな景気回復の動きが見られますが、地方においては、長引く経済低迷の影響により、厳しい経済情勢が続いており、活力あるまちづくりに向けては、地域経済の持続的な成長を目指していかなければなりません。

本市においては、就業機会のさらなる拡充と雇用の安定化を図るため、企業立地促進助成制度を創設するなど、企業誘致に取り組んできたところですが、工業団地からの事業者の撤退や中心市街地における大型商業施設の撤退により、都市としての活力の低下が懸念されております。

このような状況を踏まえ、既存の産業資源の活用をはじめ、新たな産業の誘致や事業所、商業施設等の立地促進、地方からの経済・雇用対策を推進するなど、安心して暮らせる経済基盤づくりをより一層進めるため、これまでも取り組んできた産業分野ごとの振興施策に加え、本市の中核をなす産業である商業、工業の総合的展開を図るとともに、農業、観光産業など、異なる産業間・企業間連携を促進し、各産業の相乗的発展を図るための指針として水戸市産業振興ビジョンを策定するものです。

【図 1】ビジョンの位置づけ



2 計画策定の基本的姿勢

地域経済の成長をけん引する活力と魅力にあふれ、様々な交流でにぎわう都市を構築していくため、本市の第3次産業に特化した産業特性等を生かしながら、産業の発展に向けた施策を横断的かつ総合的に展開するとともに、新たな産業の誘致、育成による雇用の創出を図るための基本的な考え方を示していきます。

そして、市内産業の持続的発展による地域経済の活性化、就業機会のさらなる拡大に向け、商業、工業、農業、観光産業など、各産業間の連携強化を図り、それぞれの産業分野への相乗効果を高める取組を推進することとし、次の項目に重点化を図った計画策定を進めます。

(1) 持続可能な地域産業の形成

長引く景気の低迷により、本市産業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

今後、社会経済の変化を的確に捉え、消費者ニーズに対応しながら、本市の産業を一層進展させていくため、持続可能な地域産業の実現を目指し、次の施策に取り組みます。

- ① 中核をなす産業である商業、工業の振興に向けた施策の総合的展開
- ② 農業・観光産業など各産業間の連携による創業支援、6次産業化、既存事業者の操業継続に向けた取組の推進
- ③ 新たな企業誘致の推進

(2) 新たな産業の創出

経済の国際化や地域間競争によって、広域圏域における求心力が低下しつつある中で、本市の産業が今後の地域間競争や国際間競争に対応し、生き残りと発展を図るためには、他の地域と異なる明確な特色や特徴を打ち出す必要があります。

このようなことから、本市の産業における技術力や第3次産業に特化した産業特性等を生かしながら、新たな産業の創出に取り組みます。

(3) 水戸ブランド戦略の展開

これまでの産業は、主として高い技術力を背景とした高品質の製品に優位性をもって競争してきましたが、新興国の台頭により厳しいコスト競争となっています。

本市独自の産業を確立させるため、市内の観光資源と各産業における技術・製品・商品などを融合させ、水戸ブランドとして認知度を高めることにより、各種製品の付加価値化や観光資源としての魅力向上を図り、地域産業の活性化を図ります。

(4) 担い手育成の推進

全国的に人口減少、少子化の流れが続く中、本市においても、将来的には人口減少に転じるが見込まれております。

このような状況の中、優れた人材の集積を図るため、産・学・官が連携し、産業人材の育成に取り組むとともに、経営指導などのサポート体制の充実を図り、後継者の育成に取り組みます。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の現況、これまでの取組状況、重点化を図る項目等を踏まえ、目指す姿及び施策の基本的方向、目標指標（数値指標）、具体的な施策等を定めます。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2015（平成27）年度から2023（平成35）年度までの9か年とします。ただし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 産業振興計画審議会

市民、関係機関、学識経験者などで構成する審議会を開催し、計画内容の審議を行います。

② 意見公募手続（パブリックコメント）

広く市民の意見を計画に反映させるため、計画（素案）に対する意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 庁議、政策会議

庁議は、計画（案）に係る重要事項について審議し、計画を決定します。

政策会議は、策定方針及び意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

② 産業振興計画策定会議（関係課長等）

産業振興計画策定会議は、策定方針、計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

③ ワーキンググループ（関係課課長補佐等）

ワーキンググループは産業振興計画策定会議の下部組織として策定方針、計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり。

